

## 枚方市立学校園における学校看護師配置要項

### (趣旨)

第1条 全ての幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)が、地域の学校園とともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ることを目的として、本要項を作成する。

2 医療的ケア(以下「医療的ケア」という。)を必要とする児童生徒等の枚方市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校園」という。)における日常生活を支援する。とともに、その保護者の介助の負担の軽減を図るため、学校看護師(以下「看護師」という。)を置く。

### (医療的ケアの定義及び範囲)

第2条 医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害にともない日常的に生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療行為である。

2 医療的ケアの範囲を、次のとおりとする。

- (1) 痰の吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、主治医が指示した医療行為

### (学校看護師の職務)

第3条 学校看護師の職務については、次のとおりとする。

- (1) 主治医の指示の下、児童生徒等の医療的ケアを行うこと。
- (2) 児童生徒等の学習活動の補助を行うこと。
- (3) 児童生徒等の生活介助(移動、排せつ、食事、衣服の着脱等をいう。)を行うこと。
- (4) 児童生徒等が在籍する学級における教員の補助を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める業務を行うこと。

### (医療的ケアの対象者及び内容)

第4条 医療的ケアの対象者は、学校園内において日常的に医療的ケアを行う必要がある児童生徒等で、保護者から医療的ケア実施の申込があり、主治医の指示のもと、教育委員会が実施可能と認めた者とする。

2 医療的ケアの内容も、前項と同様の手続きにより、教育委員会が認めた内容とする。

### (医療的ケアの実施者)

第5条 医療的ケアの実施者は看護師とする。

2 看護師は、医療的ケアの実施にあたって主治医との連携を図るとともに、児童生徒等の状況の変化等必要に応じて主治医に連絡し、指導を受けるものとする。

### (医療的ケアの実施条件)

第6条 医療的ケアは、医師の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。

2 医療的ケアの実施については、学校が医療的ケア実施申請書を提出して申込みこと。

3 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ児童生徒等の身体の状態が安定していること。

4 保護者からの申請に基づき、本要項に定める手続きを経て行われるものであること。

5 医療的ケアの実施にあたって次の各号に示すことを、保護者の役割として保護者が承認していること。

(1) 児童生徒等の健康状態等(バイタルチェック等)の事項に関する看護師又は教職員への報告。

(2) 医療的ケアに必要な医療機器・器具の準備、並びに看護師又は教職員の同席のもと、医療機器等が正常に作動することの定期的な確認・記録。

(3) 緊急時における連絡先の報告、並びに緊急連絡があった場合の速やかな対応。

(4) 医療的ケアの開始当初や長期休業後、新たに看護師が配置された場合、看護師が医療的ケアの習得を図り、安全かつ的確に実施できるようになるまでの間の医療的ケアの実施。

(5) 児童生徒等の体調不良時や看護師の欠員、並びに看護師のやむを得ぬ休暇の場合等における医療的ケアの実施。

(6) 児童生徒等の医療的ケアの状況に応じた主治医の指示書の提出。なお、校園長は、必要に応じ保護者に指示書の提出を求めることができる。

(7) 保護者による医療機器・器具の定期点検。

(看護師の配置による医療的ケアの手続き)

第7条 ~~看護~~看護師配置による医療的ケアの実施手続きは、次のとおりとする。

(1) 保護者は、医療的ケア実施申込書(様式1-1)に主治医の指示書(様式1-2)(または、それに代わるもの)を添えて校園長に提出する。

(2) 校園長は、医療的ケア実施申請書(様式2)と主治医の指示書、保護者からの申込書に副申を添え、教育委員会に提出する。

(3) 教育委員会は、校園長から申請のあった医療的ケア実施について、校園長の副申の添えられた医療的ケア実施申込書、医療的ケア実施申請書、主治医の指示書、対象児童生徒等並びに医療的ケアの内容や諸事情を考慮して検討し、その可否を判断する。その後、医療的ケア実施決定通知書(様式3-1)にて校園長にその可否を通知する。

(4) 校園長は、対象児童生徒等の保護者に、医療的ケア実施の可否及び実施の内容を医療的ケア実施決定のお知らせ(様式3-2)にて通知する。

(5) 看護師は、教育委員会が認めた医療的ケアを主治医の指示書等に基づき実施する。

(6) 保護者は、医療的ケアの実施を終了したい場合は、校園長に申し出るものと

する。その際、医療的ケア実施の終了願(様式4-1)に主治医による医療的ケア実施の終了指示書(様式4-2)を添えて提出する。

(7) 校園長は、医療的ケア実施の終了申請書(様式5)と主治医による医療的ケア実施の終了指示書、保護者からの医療的ケア実施の終了願に副申を添え、教育委員会に提出する。

(8) 教育委員会は、医療的ケアの実施終了が必要であると認めた場合は、医療的ケア実施の終了通知書(様式6-1)にて校園長に通知する。

(9) 校園長は、対象児童生徒等の保護者に、医療的ケア実施の終了のお知らせ(様式6-2)にて通知する。

医療的ケアの再開については、上記(1)から(4)の手続きを行う。

2 医療的ケアを実施している児童生徒等について、身体の状態の変化等により医療的ケアの内容に変更がある場合、保護者は上記(1)から(4)の手続きを行わなければならない。

#### (学校園の役割)

第8条 校園長は、医療的ケアに関して学校と保護者間の連絡を密に行い、実施記録(様式自由)を点検・保管するとともに必要に応じて教育委員会に報告する。

2 校園長は、緊急時に対応するため、校内における個別の緊急時対応マニュアルを作成する。

3 校園長は、看護師が主治医から指導をうけることができるよう配慮する。

4 校園長は、主治医の求めに応じ、医療的ケアの実施記録(様式自由)を提示することができる。

5 校園長は、適宜、校内における医療的ケアの実施状況を必要に応じて学校医に相談する。

#### (医療的ケアの継続等)

第9条 医療的ケアを実施している児童生徒等について、身体の状態に変化なくかつ医療的ケアの内容に変更がない場合、年度を超えて継続して実施できる。

#### (医療機器等の管理)

第10条 医療的ケアに必要な医療機器・器具の管理は、次のとおり実施する。

2 医療機器・器具は、保護者が保有又は借用しているものを使用する。

#### 付則

この要項は、平成27年8月26日から施行する。